

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和と安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民に被害が及ぶ事態が発生し又はおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び津南町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防に関する計画

第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画

第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処に関する計画

第5編 復旧等に関する計画

第6編 緊急対処事態における対処に関する計画

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わないものとする。

4 津南町地域防災計画等との関連

津南町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）は、自然災害等から住民の生命・財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、町国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては、類似性が想定されるため、町国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて町地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

5 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりである。

（計画関連）

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針
対策本部長	武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる武力攻撃事態等対策本部の長
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	指定行政機関、都道府県、市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器、生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報のこと
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

(避難・救援関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）
避難措置の指示	対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を請けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などをさだめたもの
避難施設	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事があらかじめ指定した施設
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	都道府県知事が、警報の発令を待ついとまがない場合、武力攻撃災害による危険を防止するために発令する通報
警戒区域	都道府県知事及び市町村長が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域のこと
退避の指示	都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示

(関係機関・施設関連)

用語	意義
指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定により、政令で指定された国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省の29機関

第1編 総論

用語	意義
指定地方行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で指定された国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、原子力規制事務所、地方防衛局の26機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第6号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関
生活関連等施設	発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあるもの

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用や保管及び土地、家屋の使用等、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに消防機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断

第1編 総論

するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性等への配慮

全国的に人口が減少の局面に移行しつつあり、少子高齢化が進行する中で当町も例外ではなく人口の減少、高齢化が全国を上回るペースで進行している。

本町は、山地が7割を占め、河岸段丘上に83の集落が点在している。また、全国でも有数の豪雪地帯であり冬期の気象状況が厳しい。

町は、国民保護措置に当たっては、これらの地理的・社会的特性に十分配慮のうえ、適切な対処に努める。

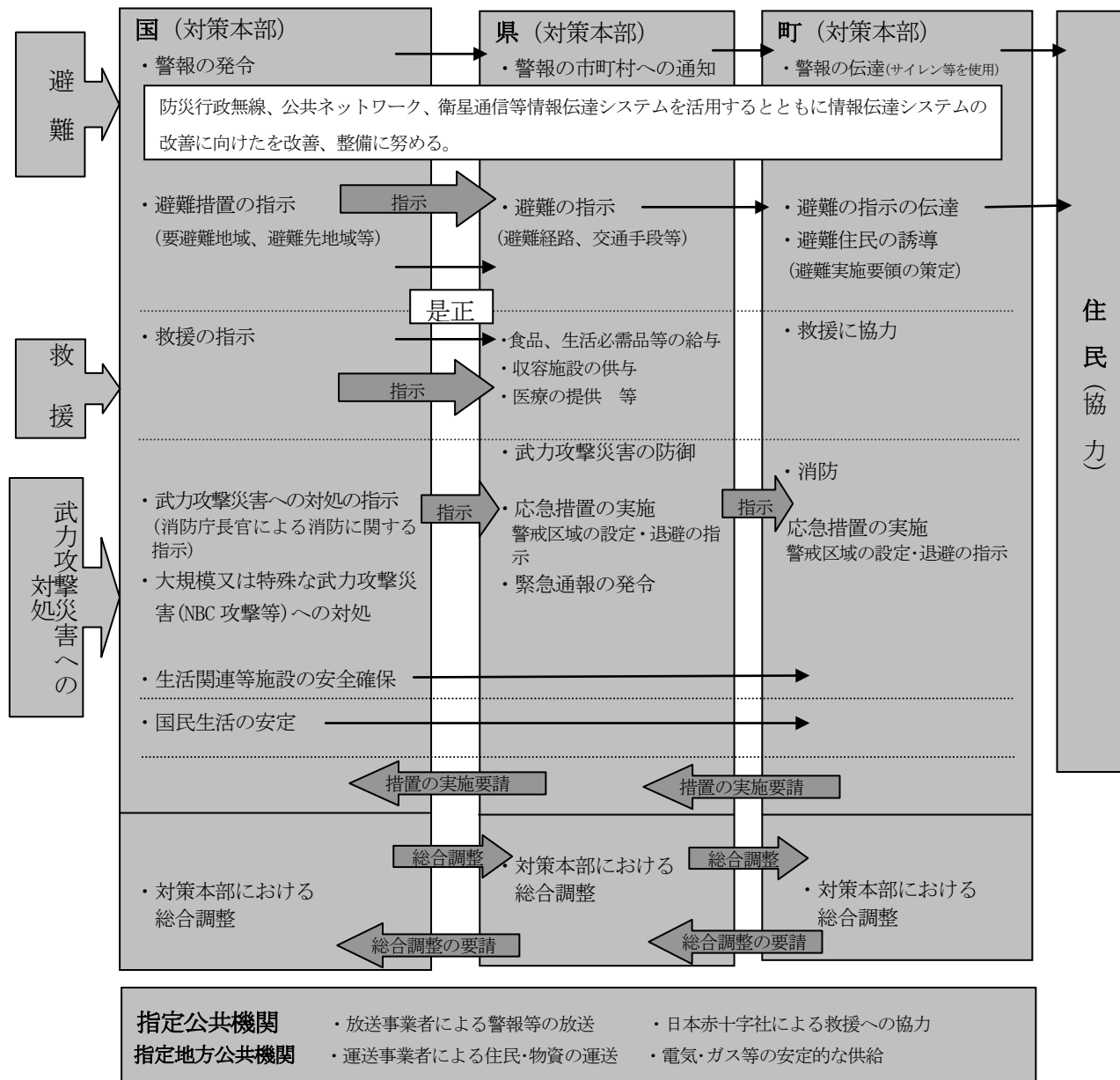
(10) 初動体制の充実

町は、武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は、速やかに県及び関係機関と情報共有を行い、国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう、初動体制の確立に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施にあたり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第1編 総論

○ 町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
津 南 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県の事務（新潟県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
新 潟 県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
信越総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること

	3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	1 被災者の雇用対策
北陸農政局	1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物資等の発生による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

第1編 総論

電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

○ 新潟県指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
ガス	新潟県ガス協会
	一般社団法人新潟県LPガス協会
鉄道	北越急行株式会社
	えちごトキめき鉄道株式会社
バス	公益社団法人新潟県バス協会
	新潟交通株式会社
	越後交通株式会社
	頸城自動車株式会社
	蒲原鉄道株式会社
汽船	佐渡汽船株式会社
	粟島汽船株式会社
輸送	公益社団法人新潟県トラック協会
	新潟運輸株式会社
	東部運送株式会社
	中越運送株式会社
	プリヴェ運輸株式会社
	上越運送株式会社
	頸城運送倉庫株式会社
	佐渡汽船運輸株式会社
放送	株式会社新潟放送 (BSN)
	株式会社新潟総合テレビ (NST)
	株式会社テレビ新潟放送網 (TeNY)
	株式会社新潟テレビ21 (UX)
	新潟県民エフエム放送株式会社 (FMポート)
	株式会社エフエムラジオ新潟 (FM新潟)
	株式会社エフエム新津
	株式会社柏崎コミュニティ放送
株式会社けんと放送	

	株式会社エフエムしばた
	株式会社エフエム雪国
	長岡移動電話システム株式会社（FMながおか）
	燕三条エフエム放送株式会社
	エフエム上越株式会社
	エフエム角田山コミュニティ放送株式会社
	株式会社エフエムとおかまち
	株式会社エヌ・シー・ティ
	上越ケーブルビジョン株式会社
	株式会社佐渡テレビジョン
医療	一般社団法人新潟県医師会
	公益社団法人新潟県看護協会
	一般社団法人新潟県歯科医師会

○ 近隣市町村等の連絡先（順不同）

市町村名	担当部署	所在地	連絡先
十日町市	防災安全課	十日町市千歳町3丁目3番地	025-757-3111
湯沢町	総務課	南魚沼郡湯沢町大字神立300番地	025-784-3451
長野県栄村	総務課	長野県下水内郡栄村大字北信3433番地	0269-87-3111
埼玉県狭山市	防災課	埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号	04-2953-1111
東京都荒川区	防災課	東京都荒川区荒川二丁目2番3号	03-3802-3111

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

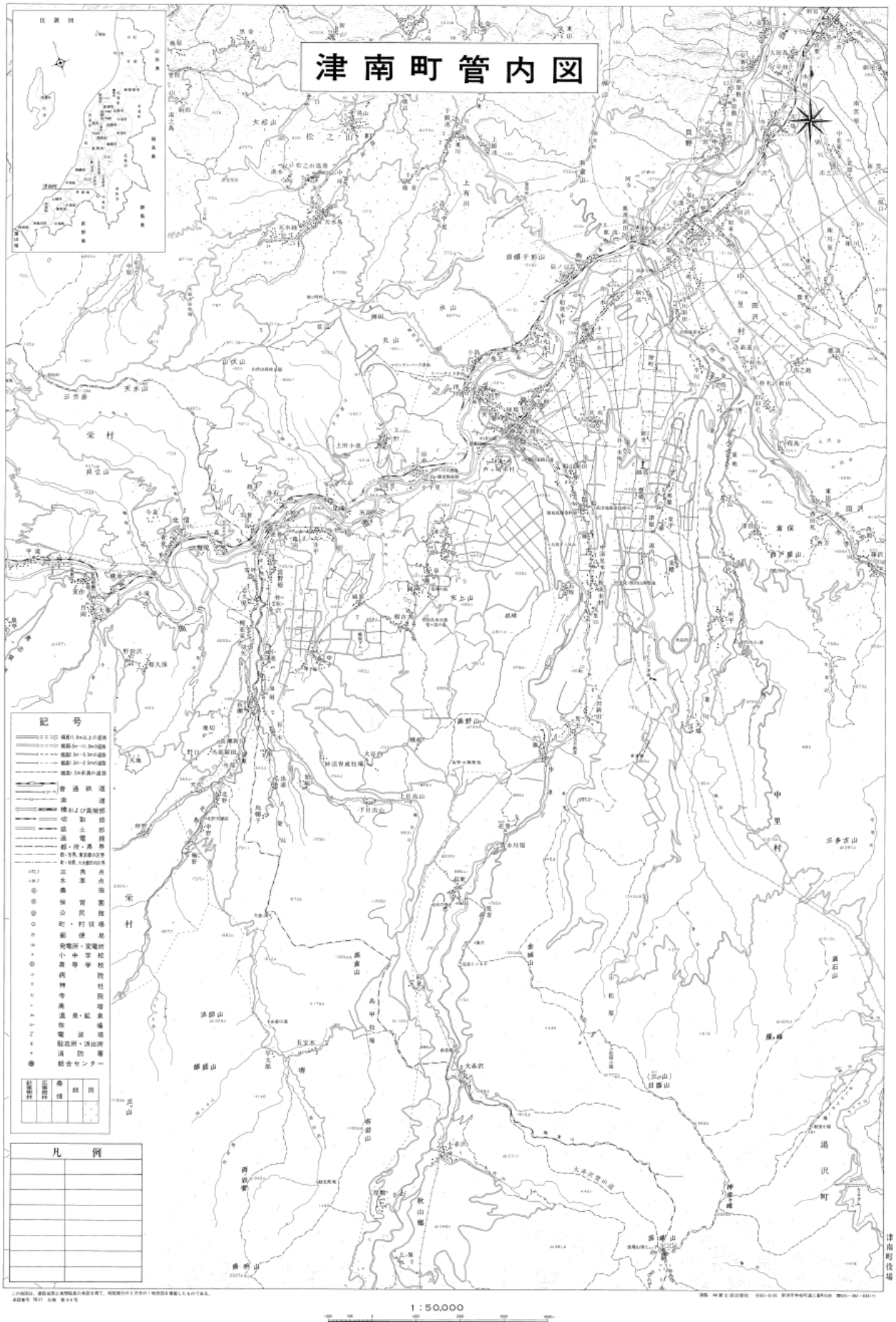
(1) 地理的条件

津南町は、新潟県の南部に位置し、西は宮野原橋を境に長野県栄村と接し、北及び東は十日町市、南は湯沢町と接している。距離は東西 13.4km、南北 24.4km であり、総面積は 170.21 km²を有している。

(2) 地形

当町は、西から貫流する信濃川とこれに合流する志久見川、中津川、清津川によって形成された雄大な河岸段丘上に発達した町であり、信濃川沿岸、西部段丘、東部段丘、中津川沿岸の四地区に大別できる。また、地質で区分すると魚沼層群礫層で形成され、地すべり地形が多い信濃川左岸の山地、火山灰からなるローム層で形成された河岸段丘地域、火山の噴出物で形成された町の南部の火山山地の3つとなる。

標高の最低が 177m (鹿渡新田)、最高が 2,145m (苗場山) であり、集落配置の最低位は鹿渡新田の 220m、最高位は前倉の 750m である。



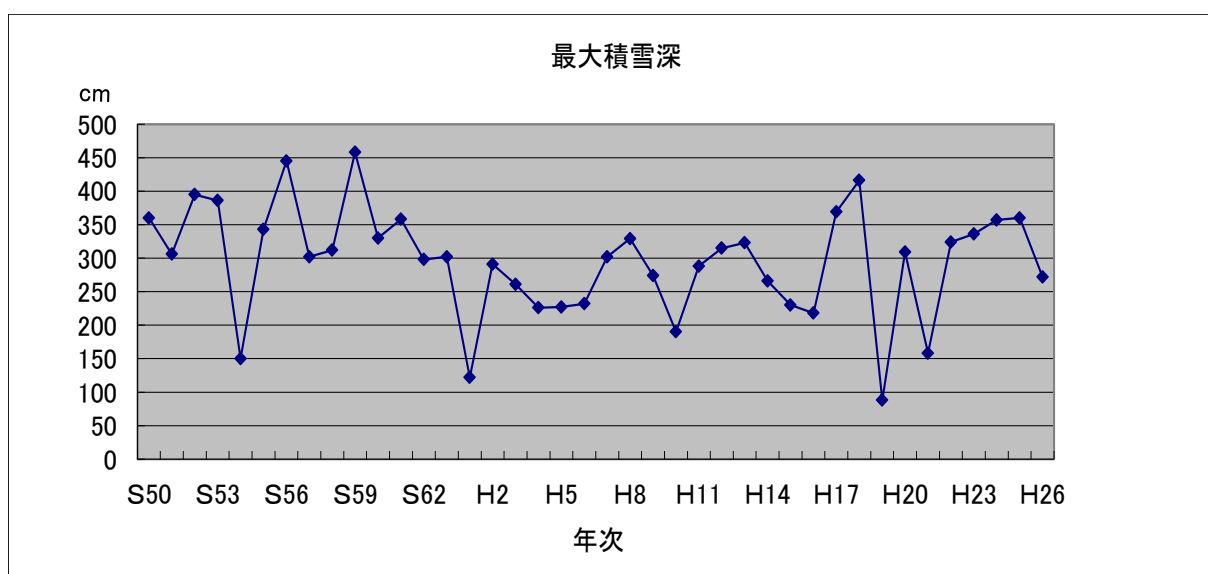
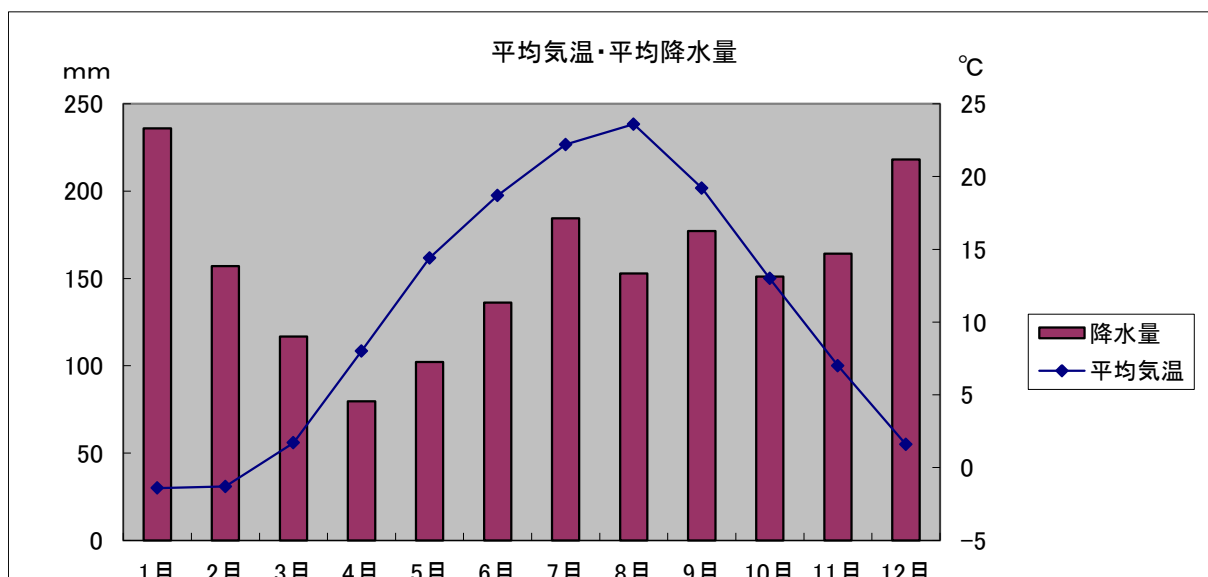
(3) 気候（資料：新潟県高冷地農業技術センター（アメダス））

日本海側の気候区に属する新潟県は豪雪で有名であるが、本町は特に典型的な日本海式気候で、冬期は11月下旬から4月上旬までと長く、日本有数の豪雪地帯であり県内でも特に降雪量の多い地域となっている。また夏は、梅雨に入ると降雨量もかなり多くなるが、梅雨明け後は北西の涼風に恵まれ、高原性の爽やかな気候が続く。

気温は中庸であるが年間の温度差はかなり大きく、資料として公開されている昭和56年から平成22年の間における、年平均気温は約10.6℃、昭和55年から平成26年までの間の最高気温が平成16年8月19日の35.0℃、最低気温が昭和56年2月7日の-16.5℃となっている。

雪に関しては、昭和55年以降の年間累計降雪量の平均は1,403cm、平均積雪深は292cmとなっている。

また降雨量については、平均年間降水量は1,909mmで、特に梅雨期と冬季間のうち雪のみでなく雨もよく降る11月と3月が多雨の時期である。昭和51年以降の最大年間降雨量は昭和51年の2,891mmで、平成25年9月16日には1日で175mmの降雨を記録している。



(4) 人口分布

本町の人口は10,305人（平成27年12月31日現在住民基本台帳）であり、昭和30年の21,909人を最高に、以後減少し続けている。特に年少人口（0歳～14歳）の減少と若年層（18歳～29歳）の流出が著しく、逆に老年人口（65歳以上）は増加の一途をたどり、全人口に占める割合は37.7%、75歳以上については、24.5%（ともに平成27年12月31日現在住民基本台帳）となっており、全国平均と比べて高齢化のスピードが著しく速い。

また、町中央部（大割野、陣場下、割野、正面）に人口が集中しており、人口のおよそ28%にあたる約2,920人が生活している。

(5) 道路・鉄道の位置等

道路は、長野県栄村及び十日町市に繋がる一般国道117号が東西に延び、一般国道405号が南北に延び、幹線道路となっている。その他、県道小千谷十日町津南線が一般国道117号と並行して延びており、その他の県道が一般国道117号から枝状に複数延びている。

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が路線を保有する。JR東日本は、長野県の豊野駅（長野駅まで信越線経由で乗り入れ）と本県越後川口駅を結ぶ飯山線を営業している。

(6) 消防機関

津南町の消防機関は、十日町地域広域事務組合（以下「広域事務組合」という。）が、十日町市四日町に十日町地域消防本部及び同消防署を設置しているほか、松之山小谷にしづみ分署、津南町卯之木に南分署を設置している（職員115名）。併せて、津南町消防団を設置し、7分団571名の体制となっている。（平成27年4月1日現在）

(7) 原子力発電施設

柏崎市と刈羽村には、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。昭和60年に1号機が営業運転を開始し、平成9年の7号機の運転開始をもって全号機が営業運転を開始し、合計出力では世界一の規模となっている。

本町は、同発電所から最短距離で約40kmに位置し、半径50km圏内に人口の9割以上の区域が含まれる。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにするため、国の基本指針において、複数の類型が想定されている。

また、緊急対処事態についても、基本指針において、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、複数の類型が想定されている。

町国民保護計画においては、以下のとおり国の基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。なお、実際の場面では、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

1 武力攻撃事態

(1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の

地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急処理事態

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設や列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほか、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC(N:核兵器、B:生物兵器、C:化学兵器)兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。